

## 一部報道について

一部報道機関において「国が新生銀が導入を目指す買収防衛策に反対の方針を固めた」等の報道がなされま  
表に基づくものではありません。

当機構では、新生銀行の臨時株主総会への対応方針について検討を行っているところであり、議決権行使の  
で最終的な決定は行っておりません。

### お問い合わせ先

預金保険機構  
金融再生部 業務課  
TEL:03-3212-6020